

市長及び副市長の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
(支給方法) 第4条 通勤手当及び期末手当の額の算出並びにその支給方法について は、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額は、期末手当基 礎額に <u>100分の235</u> を乗じて得た額とする。	(支給方法) 第4条 通勤手当及び期末手当の額の算出並びにその支給方法について は、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額は、期末手当基 礎額に <u>100分の230</u> を乗じて得た額とする。
2 (略)	2 (略)

市長及び副市長の給与等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
(支給方法) 第4条 通勤手当及び期末手当の額の算出並びにその支給方法について は、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額は、期末手当基 礎額に <u>100分の232.5</u> を乗じて得た額とする。 2 (略)	(支給方法) 第4条 通勤手当及び期末手当の額の算出並びにその支給方法について は、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額は、期末手当基 礎額に <u>100分の235</u> を乗じて得た額とする。 2 (略)